

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

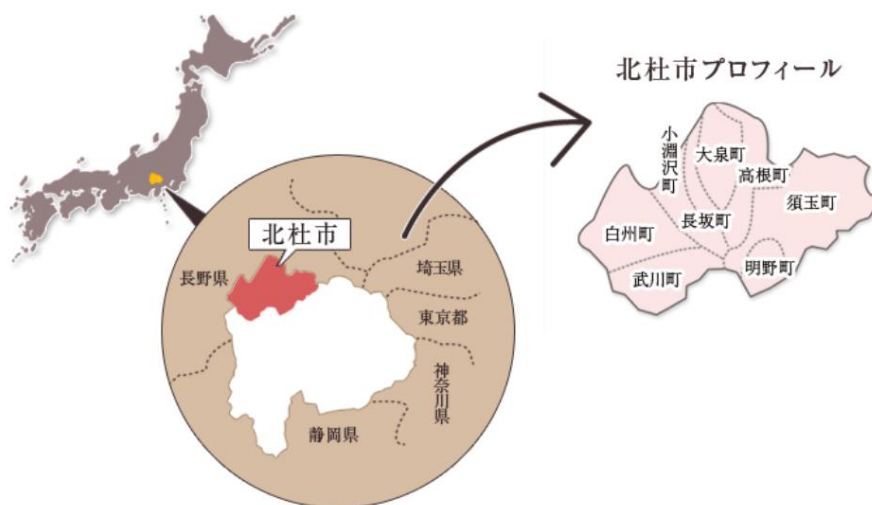
※地域の概要・立地

北杜市（以下、当市）は、山梨県の北西部の長野県との県境に位置し、北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれている。清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で一番長い日照時間、歴史的な町並みや滞在型温泉地、清里高原を代表とする県内でも有数の観光リゾート地など、豊かな資源に恵まれた地域である。

平成16年11月1日に、峡北（きょうほく）地域の明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村の7町村が合併し、人口4万4千人の市として「北杜市」が誕生。その後、平成18年3月15日に小淵沢町と合併し人口5万人の新「北杜市」が新たにスタートした。北杜市の総面積は、602.48平方キロメートルで、山梨県の総面積の13.5%を占めており、合併により山梨県でもっとも面積の大きな市となった。令和4年9月1日時点の人口は45,393人である（住民基本台帳）。

国勢調査の結果を基に人口推移をみると、平成17（2005）年まで増加傾向にあった人口が、減少傾向に転じていることが読み取れる。新型コロナウイルス感染拡大の影響でテレワークを導入する企業の増加やワーケーションの需要が増えたことから歯止めはかかっているものの今後も、減少傾向が見込まれる。

当市の平成24年の事業者数は2,456社、平成28年の事業者数は2,441社である。小規模事業者数は平成24年が2,034者、平成28年が1,982者であり、4年間で2.6%減少している。産業別にみると、建設業の減少率が高くなっている。一方、情報通信業が38.5%増加、医療、福祉が19.3%増加、宿泊・飲食業が3.3%増加と、小規模事業者数が増加している業種もみられる。当市は名水の里としても知られ、その水を使った菓子や酒が多くある。また、市内には木工作品などを扱う工房なども点在し、オリジナル作品が購入できる。また、当市を観光の視点でみると、南アルプス・名水の里、八ヶ岳の南麓・標高約700～1,300mの高原地域、北杜市の奥座敷とも呼ぶにふさわしい瑞牆山一帯と、主に3つの観光エリアに分かれる。それぞれ特徴のある観光資源を抱え、1年を通して観光客で賑わう。令和3（2021）年の観光入込客数は275万人である。推移をみると、近年は増加傾向にあり、令和元（2019）年には560万人まで増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したことが読み取れる。



(1) 地域の災害等リスク

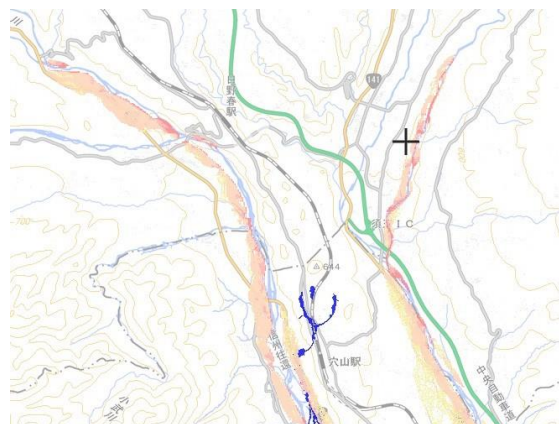
(洪水：ハザードマップ)

当市南部を流れる釜無川が氾濫した場合、武川町牧原・武川町三吹・武川町宮脇に於いて最大5.0m～10.0mの浸水が想定されている。また同じく南部を流れる塩川が氾濫した場合、明野町上神取・下神取・上手、須玉町大豆生田・藤田・大蔵・東向に於いて最大5.0m～10.0mの浸水が想定されている。

国土交通省運営

ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>



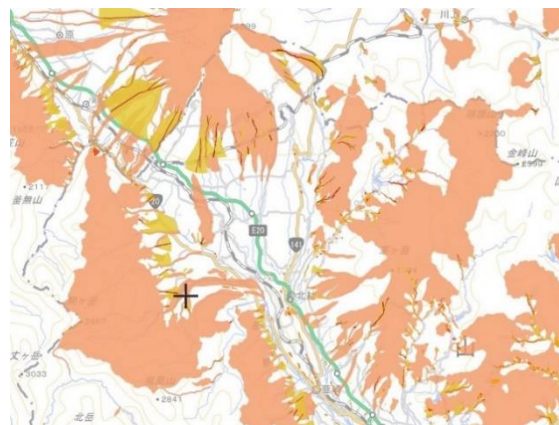
(土砂災害：ハザードマップ)

当市は南西部に甲斐駒ヶ岳を有する南アルプス山脈が、北部には八ヶ岳があり、山間部に位置するため、明野町全域、須玉町上津金・下津金・若神子・藤田・大豆生田・小倉・東向・江草・比志・小尾、高根町長澤・村山東割・下黒澤・清里・浅川、長坂町富岡・日野・長坂上条・大八田・白井沢・小荒間・中丸、大泉町全域、松向を除く小淵沢町、白州町全域、武川町全域と広域にわたり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており土石流や地滑り、山腹崩壊に十分な警戒が必要である。

国土交通省運営

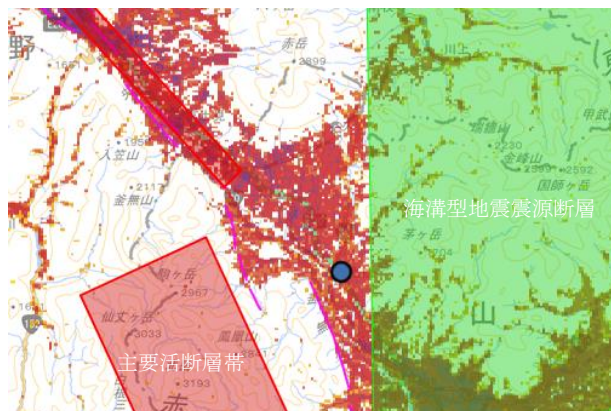
ハザードマップポータルサイト

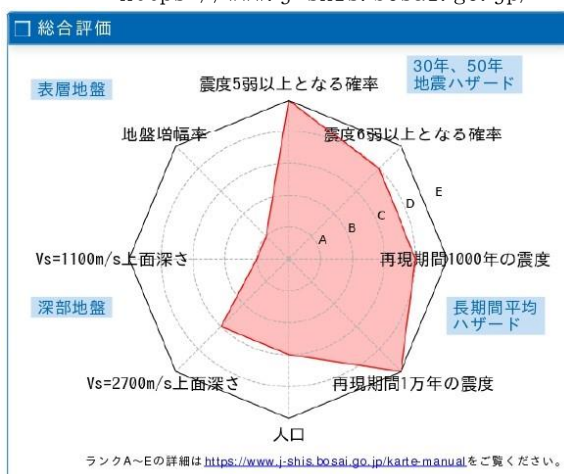
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



(地震：J-SHIS)

当市周辺に分布する、糸魚川—静岡構造線断層帯や曾根丘陵断層帯による地震のほか、南海トラフ地震等によって、当市内でも大きな揺れが予想されている。防災科研のJ-SHISによると、南海トラフの巨大地震が発生した場合、震度5弱以上の揺れが想定されている。また、糸魚川—静岡構造線断層帯南部が震源となる地震が発生した場合、市南部の釜無川沿いでは震度6強が、市中心の広い範囲では震度5弱の揺れが想定されている。





□ 30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%]		震度5弱		85.5
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5強		59.2
		震度6弱		24.3
		震度6強		2.8
震度の値		30年		3% 6弱(5.9)
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	6% 6弱(5.8)		
		2% 6強(6.0)		
	50年	5% 6弱(5.9)		
		10% 6弱(5.8)		
		39% 5強(5.4)		
地表の最大速度の値[cm/s]		30年		3% 81.4
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	6% 69.1		
		2% 92.8		
	50年	5% 76.7		
		10% 64.3		
		39% 37.2		

(その他：積雪)

平成 26 年 2 月に発生した大雪では、1mを超える積雪を観測し、交通網が途絶した。また、当市は山間部に位置するため、例年除雪が必要なほどの降雪に見舞われる。

(感染症)

大勢の人が免疫を持っていない新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界規模で爆発的に感染拡大する可能性があり、長期化すると考えられるが、不確実性が高く、事業継続への影響予測は困難である。また、新型コロナウイルス感染症のように変異株の出現により未だワクチン接種等の予防策を施しても感染拡大の波があり、有効な治療方法が確立されていない段階にある感染症が、全国的かつ急速にまん延することで、当市においても企業活動だけでなく、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商 工 業 者 数：2, 5 7 4 人 (令和 4 年 10 月 1 日現在)
- ・ 小規模事業者数：2, 4 1 1 人 (令和 4 年 10 月 1 日現在) ※商工会基幹システム引用

【地区別内訳】

須玉町		明野町		高根町		大泉町	
商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数
334	313	171	163	530	513	381	361
長坂町		白州町		武川町		小淵沢町	
商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数	小規模事業者数
419	390	196	176	147	131	396	364

【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
農業、林業	28	27	市内全域に分布
漁業	1	1	大泉町
鉱業、採掘業、砂利採取業	3	3	白州町・武川町
建設業	516	508	市内全域に分布
製造業	354	306	市内全域に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	須玉町・明野町・大泉町
情報通信業	12	10	市内全域に分布
運輸業、郵便業	44	35	市内全域に分布
卸売業、小売業	567	520	市内全域に分布
金融業、保険業	10	8	市内全域に分布
不動産業、物品賃貸業	80	76	市内全域に分布
学術研究、専門・技術サービス業	71	63	市内全域に分布
宿泊業、飲食サービス業	529	518	市内全域に分布
生活関連サービス業、娯楽業	170	162	市内全域に分布
教育、学習支援業	49	45	市内全域に分布
医療、福祉	24	23	市内全域に分布
サービス業(他に分類されないもの)	113	103	市内全域に分布
合計	2,574	2,411	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定

当市では、北杜市防災会議を設置し、これまでの多くの災害を教訓に、避難対策の見直しや制度改正に伴う見直しを行い、災害対策基本法第42条の規定に基づき「北杜市地域防災計画」(平成31年3月改訂)を策定した。

- ・防災訓練の実施

当市では、災害発生時に効果的な防災活動が実施できるよう「総合防災訓練」「非常通信訓練」「避難訓練」「自主防災組織訓練」「防疫訓練」「消防訓練」「水防訓練」を実施し、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じ改善を行っている。

- ・防災・感染症等対策備品の備蓄

北杜市地域防災計画に基づき備蓄計画を定めており、食料や毛布、簡易トイレに加え、トイレトイレットペーパー等の生活必需品を備蓄している。また、人員や物資、機材等を調達できるよう、業界団体、大型店舗、企業等と災害協定を締結し、災害時に必要な物資を調達可能としている。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の会員への周知
- ・関係機関主催の事業者BCP策定セミナーの会員への周知
- ・山梨県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入促進
- ・防災備品を備蓄

II. 課題

現状では、「北杜市地域防災計画」において、当会が災害時に果たすべき業務は示されているが、当市と当会の具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。

災害時の情報提供や情報収集は、当市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

また、BCPを策定した小規模事業者であっても、訓練を実戦形式で行っている事業者は少なく、このままでは災害発生時における経営活動の早期復旧は厳しいと考えられる。

III. 目標

北杜市地域防災計画に基づき、発生が想定される大規模自然災害等に備え、中小企業等に対する事前の備えや早期復旧等の対策について、当市と当会が一つになって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組の徹底を推進する。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年をはじめから、全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染に係る経験を活かし、感染症対策と感染拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

3. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4. リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害や感染症等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・広報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成
令和6年3月31日までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険(生命保険、傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・事業継続力強化支援に関する打ち合わせ会(構成:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

災害の種類(地震・土砂災害・雪害・感染症等)や発生時期(季節・時間帯)などを想定し、
当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記
の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後2時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)
等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・
うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急
事態宣言」発令された場合には、北杜市における感染症対策本部設置に基づき当会による
感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職
員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【例：被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通 網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を
実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

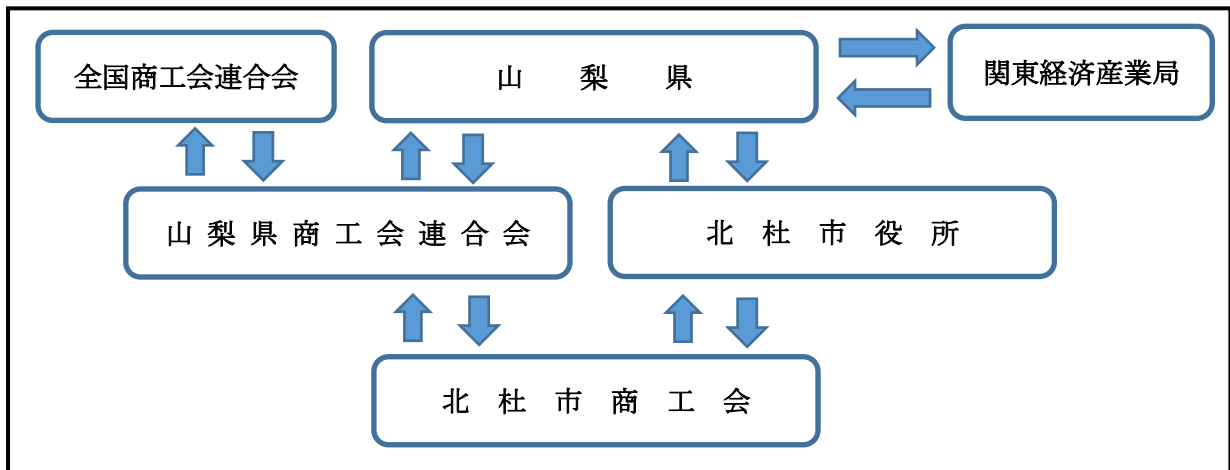
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、山梨県商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。さらに備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害状況報告システム入力項目と内容】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額(円)	・当会と当市は被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、北杜市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

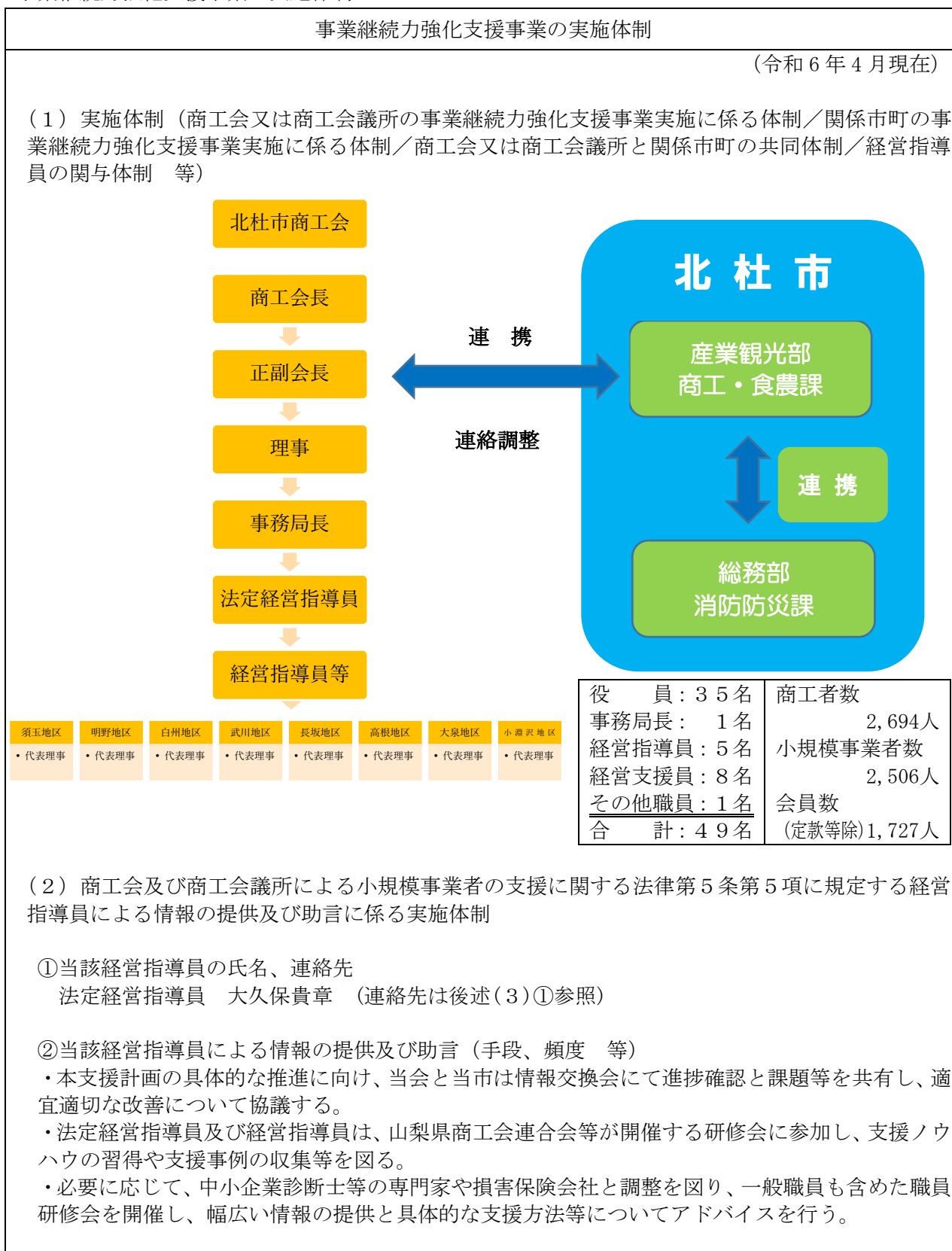
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

北杜市商工会

〒408-0021 山梨県北杜市長坂町長坂上条 2575-19

TEL : 0551-32-1211 / FAX : 0551-32-1215

E-mail: hokuto@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

北杜市 産業観光部 商工・食農課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL: 0551-42-1354 FAX: 0551-42-5216

E-mail: shokosyokunou@city.hokuto.yamanashi.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	850	850	850	850	850
・啓発パンフレット作成配布	300	300	300	300	300
・啓発セミナー開催	120	120	120	120	120
・BCP作成支援	330	330	330	330	330
・環境整備費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>① 山梨県商工会連合会 〒400-0035山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>② 山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③ 東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング</p> <p>④ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①②③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>【自然災害・感染症リスクに係る具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

